

# 李藝と石見のつながり

——『朝鮮王朝実録』『同文彙考』『漂人領来謄録』を手がかりとして——

井 上 厚 史

1. 李藝とは
2. 「石見州」と李藝のつながり（その1）——大内氏との関係——
3. 「石見州」と李藝のつながり（その2）——世宗の思い——
4. 江戸時代の朝鮮と石見のつながり
5. 結語 ——日韓関係史における石見地方の重要性——

## 1. 李藝とは

大韓民国蔚山市出身の李藝（一三七三—一四四五。本貫は鶴城、号は鶴坡）は、朝鮮前期の外交官として四十数回にわたって日本に派遣され、六百六十七名の朝鮮人捕虜を連れ戻したほか、『大蔵経』を日本に伝え、また日本から自転水車等を朝鮮に持ち帰るなど、朝鮮と日本の文化交流に大きな足跡を残した人物として知られている<sup>1</sup>。

歴史上における李藝の顕彰は、子孫である鶴城李氏の手による『鶴坡先生実紀』の制作によって遂行された。『鶴坡先生実紀』は一七三七年に編纂が開始されたが、壬辰倭乱等によって多くの資料が消失・散逸し、残されたわずかな資料の収集・整理が困難を極めたため、一八七二年になってようやく初刊の『実紀』が刊行された。その後も一九〇七年、一九一二年、一九六七年の三回にわたって増補・修正を繰り返したが、一八七二年版と一九六七年版は家門の一部のみに頒布されたものであり、公刊されたのは一九〇七年版と一九一二年版、そして一九七九年に完成した改訂増補『鶴坡先生実紀』のみであった。一九一〇年七月に「忠肅」という諡号が贈られているが、それは一九〇七年版『実紀』刊行が寄与したと考えられている<sup>2</sup>。

---

1 島村初吉編著訳『玄界灘を超えた朝鮮外交官 李芸』明石書店、二〇一〇年、二一頁。

2 鶴城李氏報本会『忠肅公実紀』（改正増補）、源譜社、一九九八年、「発刊辞」二—三頁、および中田稔「丁未年（一九〇七）刊『鶴坡先生実紀』の検討—鶴城李氏家門における始祖李藝像の形成—」、『朝鮮学報』第二百二輯、二〇〇七年、四八—四九頁と七八頁。なお、中田の同論文における詳細な分析によれば、『鶴坡先生実紀』は、英祖代（一八世紀前半）に始まった鶴城李氏家門による祠宇・書院の整備に伴い、李藝の後孫である李元聃・光熹らが作成した「家状」を蔚山に赴任し

しかし、李藝の本格的な顕彰が始まるのは、二〇〇五年二月に大韓民国文化体育観光部によって李藝が「文化人物」として認定されたことに始まる<sup>3</sup>。翌二〇〇六年二月に鶴城李氏によって（蔚山市が後援）銅像が設置されると、二〇一〇年九月に島村初吉編・訳『玄界灘を超えた朝鮮外交官 李芸』（明石書店）が刊行され、二〇一三年六月には金住則の小説を原作とする日韓共同制作ドキュメンタリー映画『李藝～最初の朝鮮通信使』が制作され、さらに二〇一三年一〇月から二〇一四年二月の五ヶ月間にわたって蔚山博物館にて特別展「朝鮮の外交官 李藝、海を超える」が開催されるなど、近年の李藝に対する評価は、「最初の朝鮮通信使」として、また多くの韓国人被虜を救い出した英雄として、急速な高まりを見せている。

しかし、日本における李藝は、現在においても無名に近く、ましてや李藝が島根県西部である石見地方と密接な関係を持ち、日韓交流史において大きな役割を果たしたことはほとんど話題にもなっていない。そこで、本稿では、近世における島根県石見地方と朝鮮との関係を李藝に注目しながら振り返り、島根県西部地方から日韓関係史を再考してみたいと思う。

## 2. 「石見州」と李藝のつながり（その1）——大内氏との関係——

井上寛司によれば、「長浜を拠点とする周布<sup>すふ</sup>氏の対朝鮮交易は朝鮮官船の漂着という偶然の機会から始まったものでした。応永三二年（一四二五）、鬱陵島（茂陵島）に逃亡した人民を捕らえるため出向いた朝鮮官船が暴風に遭い、わずかに生き残った張乙夫ら一〇人が石見長浜に漂着したのが事の始まりです。」と説明されている<sup>4</sup>。しかし、すでに張<sup>チャンウルフ</sup>乙夫らが漂着する以前に、李藝が石見に漂着していたことが多数の研究者によって指摘されている<sup>5</sup>。中田稔は、李藝を「朝鮮王朝が対日通交規定の土台を形づくる時期に交

---

た権相一に手渡し、それにもとづいて権相一が李藝の「行状」を作成したことに始まり、後年次第に鶴城李氏家門によって新資料の増補による李藝顕彰要素の追加補充が行われて行ったという。

3 前掲『玄界灘を超えた朝鮮外交官 李芸』所収、李明勲「二〇〇五年二月の『文化人物』李芸」参照。

4 井上寛司『中世の港町・浜田』浜田市教育委員会、二〇〇一年、三〇-三一頁。この点に関する指摘でもっとも早いものは、杉原隆による「石見長浜の一勢力が漂流民救助から世宗年間に親交を得、ついに受図書人にまでなったことがわかる。」という指摘であろう。杉原隆「日朝交流史における山陰海岸の位置」、島根県立高等学校教育研究連合会『研究紀要』一三、一九七七年、四頁。また、関周一も「周布氏が朝鮮に通交する契機となったのは、朝鮮人漂流人との接触であった。」と述べている。関周一「中世山陰地域と朝鮮との交流」、『島根史学会研究報告』第一輯、一九九四年、二三〇頁。

5 主なものに、高橋公明「中世西日本海地域と対外交流」、『海と列島文化』第二巻、小学館、一九九一年、および内藤正中「地方大名の朝鮮王朝との通交」、『山陰の日朝関係史』報光社、

渉の最前線で活動し続けた人物」<sup>6</sup>と捉えているが、この周布氏の朝鮮交易に李藝が関与した可能性はないのだろうか。

李藝の石見漂着は、『朝鮮王朝実録』<sup>7</sup>世宗一〇年（一四二八）十一月二六日条に、次のように記載されている。

戊子（一四〇八）年に、通信副使の李藝は強風に遭い、石見州に漂到し、瀕死の状態であった。大内殿が心を尽くして救護し、糧米四十石と船値錢一百貫を給付し、粧船で護送してくれた<sup>8</sup>。

この記事が記録されたのは一四二八年だが、二十年前の一四〇八年に通信副使であった李藝の船が嵐に遭って石見州に漂着し、大内氏の尽力によって朝鮮に護送された一件が記録されている。この時の様子は、『朝鮮王朝実録』太宗八年（一四〇八）五月二二日の記事によって知ることができる<sup>9</sup>。

一九九三年、関周一「中世山陰地域と朝鮮との交流」、『島根史学会研究報告』第一輯、一九九四年、井上寛司「中世石見の繁栄—西日本海水運の拠点—」、『ものがたり 日本列島に生きた人たち 2 遺跡下』岩波書店、二〇〇〇年、中田稔「朝鮮初期における朝鮮人官人の対日活動—世宗代までの李藝を中心に—」、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科『学校教育学研究論集』第17号、二〇〇八年、村井章介「一五世紀日朝外交秘話—李藝と文溪正祐—」、立正大学史学会『立正史学』第115号、二〇一四年などがある。

6 中田前掲論文、六六頁。

7 なお、本稿で引用する『朝鮮王朝実録』の原文は、韓国国史編纂委員会が公開している Web 版「朝鮮王朝実録」<http://sillok.history.go.kr/main/main.jsp> より引用したものである。『朝鮮王朝実録』から引用する場合は、現代日本語訳を本文に掲載し、原文は注記するという方式を採用する。なお、朝鮮人の名前については旧漢字をそのまま採用し、それ以外は常用漢字に直した。

8 原文は、「戊子年、通信副使李藝、遭風漂到石見州幾死、大内殿尽心救護、給糧米四十石、船値錢一百貫、粧船護送。」

9 村井章介は、「一四〇八年に「日本通信官」朴和が被虜人男女一〇〇余名を連れ帰った（太宗八三癸亥）が、この使行に李藝は「通信副使」として加わっていた。かれの乗船は嵐に遭って命からがら石見に漂着し、大内盛春の救護<sup>もりはる</sup>を得て帰国できた。」と解釈しているが（前掲論文、一〇頁）、『朝鮮王朝実録』太宗八年三月一四日の記録には「日本通信官朴和、推刷本国被擄人男女百余以還。」と記されており、朝鮮人被虜男女百余名が送還されたことしか記載されておらず、また、同年四月二九日には「日本国仇沙殿使人、詣闕辭、賜送米百五十石、黄豆五十石。以朴和之還、推刷被擄人百名以送也。」という記述もある。「日本国仇沙殿」とは、『朝鮮王朝実録』太宗一〇年四月一四日の「司直朴和還自日本、志佐殿源秋高遣刑部大郎、護送献礼物。」という記述から類推して、おそらく壱岐の豪族と思われ、朴和の一行は壱岐に漂着したと考えられる。一方、関周一は、「その時（＝一四〇八）の使節は、同年五月に朝鮮に帰国した日本回礼官崔在田のことと思われ、帰国時には大内氏の使人と被虜朝鮮人四四名を伴って蔚山浦に至っている（『太宗実録』卷一五、太宗八年

○日本回礼官の崔在田が帰ってきた。在田は大内殿の使人によって本国の被擄人四十四名を探し出し、蔚山浦に到着し、まず人を遣わして王に報告し、「私は日本に行ってその状況を見ましたが、大内殿が一つの村の長官に当っており、土地は富み、兵力は強く、周辺の領主はみな畏服しています。今、〔大内氏の〕本国（朝鮮）に対する忠誠はこの上なく、私に対する対応もまるで賓客に謁見するかのよう、昼食と夕食の宴を設け、食料を与えてくれるなど、すべてが手厚いものでした。また別れの挨拶にいたっては、言葉がたいへん細やかでありました。今回の使臣は、大内氏以外の者が対応することは不可能であり、彼らが欲しがっている大蔵経を、なにとぞご祝儀としてお与えになるようお願い申し上げます。私が帰ってきましたのは、日本人の仇羅穩（蔵人のことか？）五名とともに船に乗って参りました。彼ら仇羅穩は勇壯無敵であり、また剣術にすぐれ、みずから「朝鮮国内に住んでもかまわないが、その時は妻子を連れて帰って来よう。」と話しております。なにとぞ彼らに賞給をお与えください、都（ソウル）にお招き下さいますよう、お願い申し上げます。」と言った。

〔王が〕議政府に、「仇羅穩たちが〔崔〕在田とともに一時都に来ることを許せ。」と命じられた<sup>10</sup>。

この二つの記事で注目されるのは、李藝の送還に大内氏が関与していることである。関周一は、応永八（一四〇一）～一〇年頃より大内氏が石見国邇摩郡を分郡知行していたことを指摘し、李藝の漂着地が邇摩郡であった可能性を指摘している<sup>11</sup>。しかし、所領内に朝鮮人官吏が漂着したとはいえ、なぜ大内氏が遠路朝鮮までの送還に尽力する必要があったのだろうか。

中村栄孝によれば、朝鮮王朝建国当初の課題の一つは倭寇対策であり、太祖三年（一三九四）に回礼使金巨源・僧梵明を日本に派遣して被虜男女六百五十九人を送還し、

---

五月庚午〔二二日〕条。』と述べて、李藝は崔在田に随行して石見国に漂着したと解釈している（関前掲論文、二二七頁）。被虜の数に食い違いはあるが、大内氏の関与が明記されていることから考えて、李藝は関の指摘するように日本回礼官崔在田に随行していたと考えるのが妥当であろう。

10 原文は、「日本回礼官崔在田還。在田以大内殿使人及推刷本国被擄人四十四名、至蔚山浦、先遣人上言曰、臣至日本、觀其形勢、大内殿当一面巨鎮、土富兵彊、諸酋長皆畏服。今向本国忠誠至切、待臣如見大賓、燕食之設、糧餉之贈、皆致其厚、及至辭別、言辭款曲。今來使臣、不可以他例支持、其所求大蔵経、伏望酌量行下。臣之還也、有倭仇羅穩五名、隨船出來。其仇羅穩、壯勇無敵、且善磨劍、自言、朝鮮境内可居、則還率妻子而來。伏望賞給赴京。命議政府曰、仇羅穩、可令与在田一時赴京。」

11 関前掲論文、二二七頁。井上寛司も、邇摩郡の仁万津近くに位置するコラスミ遺跡から高麗製の青磁が出土していることから、李藝の漂着が邇摩郡であった可能性が高いと判断している。前掲井上「中世石見の繁栄—西日本海水運の拠点—」、三二頁。

さらに翌年に回礼使崔竜蘇の来訪に応じて被虜五百七十余人を送還した。これに対する見返りとして九州探題であった今川了俊が『大蔵経』を求めて来たので贈与した。この事例が島津氏や大内氏を刺激し、「かつて倭寇のために掠奪されて来て、奴婢として使役されていたようなものを送還すれば、意外の利益があることを観取しての通好であり、朝鮮はこれによって俘虜の刷還を行ない、同時に海寇の取締りを要求して、その鎮圧の一策としようと試みたものではあったが、これに伴って、当時博多地方を中心として繁盛に赴きつつあった貿易の上に、異常の発展がもたらされるのである。そうして、朝鮮へ陸続として渡航する倭人に、海寇から海商へと転換する端緒がおのずから開けていった。」<sup>12</sup>と説明している。

実際、大内氏（本姓<sup>たたら</sup>々々良氏）は応永二年（太祖四：一三九五）に九州探題が今川了俊から渋川満頼に代わったのを期に、朝鮮通好を活発化させる。『朝鮮王朝実録』によれば、同年（一三九五）一二月一六日第三条に「日本の大内多多良が、人を遣わしてやって来て土物を献上した。」<sup>13</sup>という記録があり、早速朝鮮との通好関係を築こうとしていたことがうかがえる。その後も、一四〇八年五月二二日に李藝が石見国に漂着するまで、全部で九回の通好が確認されている<sup>14</sup>。特に応永四年（一三九七）には、大内義弘（一三五六一四〇〇）が使臣を遣わし、土宜（地元産品）を持参して壱岐・対馬の島賊を禁じることを告げ、朝鮮の歓心を買おうとした。これに対して、朝鮮は回礼使朴惇之を派遣し、大内氏に謝意を表するとともに、京都に上って三島（対馬、壱岐、肥前松浦地方）倭寇の禁制を請い、將軍足利義満は大内氏にその任に当たるよう命じていることから、足利政権と朝鮮との通好は、大内氏を媒介にして本格的に展開することとなった、と言われている<sup>15</sup>。

李藝が漂着する直前の一四〇七年にも、以下のような三つの記録が残されている。

○日本国王が使人を派遣し、贈り物を持ってやって来た。忌まわしい倭寇が朝鮮領内に入って来ないようにすると報告し、書契と礼物を持っていた。その中、三州刺史の

12 中村栄孝「室町時代の日鮮関係」、中村栄孝『日鮮関係史の研究』上、一九六五年、一五〇頁。

13 原文は、「日本大内多多良、遣人来献土物。」

14 一三九六年三月、一三九七年七月、一三九七年十一月、一三九八年一二月、一三九九年五月、一四〇三年二月、一四〇四年七月、一四〇七年二月、一四〇七年七月の九回。須田牧子『中世日朝関係と大内氏』東京大学出版会、二〇一一年、三九頁掲載の表1「大内氏の朝鮮通好一覧」による。

15 中村前掲書、一五〇―一五一頁。また須田は、「室町政権と朝鮮王朝との本格的な外交は大内義弘を媒介にして開始され、それは足利義満の意向でもあったことを知ることができる。この時期、九州探題渋川満頼が通好しているにもかかわらず、義満が自身の外交開始にあたって九州探題ではなく、大内氏を通しては注意すべき特徴であろう。すなわち、大内義弘の対朝通好は、九州探題今川了俊失脚後に本格化し、朝鮮王朝と室町政権との媒介としての役割を果たすに至ったのである。」と説明している。須田前掲書、六〇頁。

大内多多良徳雄が、書状を左政丞の河崙に奉った<sup>16</sup>。（二月二六日）

○日本国の大内多多良徳雄が、使人を遣わして礼物を献上した<sup>17</sup>。（七月二一日）

○日本の大内多多良徳雄という客人が宮中に詣でて挨拶し、大蔵経一部を賜って持って帰った。徳雄の要請に応えたものである<sup>18</sup>。（九月一日）

これらの記述から、大内氏が盛んに朝鮮に使節を派遣し、礼物を献上する代わりに『大蔵経』等が贈与されていたことが分かる。この状況下で、先に示した一四〇八年五月二二日の崔在田の使行記録が登場するのである。李藝が石見州に漂着した当時、大内氏は朝鮮と圧倒的に太いパイプで結ばれており、その勢力は石見地方にも及んでいた<sup>19</sup>。同じく石見州の豪族であった周布氏も、『朝鮮王朝実録』の記録によって世宗七年（一四二五）から燕山君八年（一五〇二）まで合計四十八回朝鮮と通交したことが分かっているが<sup>20</sup>、李藝が石見に漂着した一四〇八年当時にこの地域で朝鮮との通好を行っていたのは大内氏しかおらず、周布氏自らが朝鮮との通好に乗り出すのは一四二五年になってからである。大内氏は一四〇八年以後も一四二五年までに合計十一回朝鮮との通好を行っており、周布氏が直接朝鮮通好を開始する以前、大内氏は朝鮮との通好を文字通り独占していたのである。

以上のことから、李藝が石見国に漂着した当時、朝鮮と太いパイプで結ばれていた大内

---

16 原文は、「日本国王遣使来聘、報禁絶姦寇、有書契及礼物。其三州刺史大内多多良徳雄、亦奉書于左政丞河崙。」

17 原文は、「日本国大内多多良徳雄、遣使献礼物。」

18 原文は、「日本大内多多良徳雄客人、詣闕辞、賜大蔵経一部以遣之。従徳雄之請也。」

19 そもそも大内氏の本拠は周防国であり、石見国は隣接する地域であった。南北朝の時、正平十八年（一三六三）に大内弘世（？-一三八〇）は南朝方から北朝方に寝返り、石見国内における北方勢力の確立を図るため石見に出陣し、南朝勢力削減の功績により、石見国守護職に任ぜられた。弘世の後を受けた大内義弘（一三五六-九九）は、家督継承をめぐる勃発した内戦の際、周布・三隅の両氏を石見国における味方陣営の柱と位置づけて協力関係の維持を要請し、結局この内戦は、兄である大内義弘が大内氏の惣領となり、弟である大内満弘が石見守護職を保持することで和睦が成立した。その後内乱等による混乱を経た末に、弘世の長男である義弘が一三九九（応永六）年に討ち死にした（応永の乱）ことによって大内氏による石見国守護職は没収され、京極氏を経て、一四〇二（応永九）年から一五一七（永正一四）年までの約一世の間、石見国守護職は山名氏に継承されたが、大内義興（一四七七-一五二九）の時代に再び石見国守護職に復帰するという経緯をたどる。石見国守護職としての地位を失っていた間、大内氏は邇摩郡だけを他から切り離して統治する「分郡知行」という形で支配地域を縮小させながらも、石見における大内の支配権を存続させていた。その邇摩郡に李藝が漂着したことになる。中村前掲書、二五四-二六九頁、および温泉津町誌編さん委員会『温泉津町誌』上巻、二〇〇四年、五九五-六〇七頁を参照。

20 関周一「十五世紀における山陰地域と朝鮮の交流—石見国周布氏の朝鮮通好を事例として—」、歴史人類学会『史境』二〇号、一九九〇年、三五頁。

氏の取り計らいによって、李藝は大切に朝鮮に送還されたものと考えられる。

では、こうした石見州を舞台にした李藝と大内氏との特別なつながりを念頭に置いた上で、世宗七年（一四二五）の漂着事件を振り返ってみよう。李藝漂着の十七年後、張乙夫一行が石見州に漂着した。『朝鮮王朝実録』世宗七（一四二五）年一二月二八日第二条に、次のような記述が見られる。

○茂陵島（鬱陵島の別称）に行つて帰つて来る時、船軍（水軍）で平海出身の人である張乙夫等が飄風に遭ひ、日本国を経由して帰つて来た時、「初め、船軍の四十六人が一つの船に乗り、按撫使の金麟雨にしたがつて本島（鬱陵島）に向つたが、突然大風が吹いて船が破損し、同船の三十六人はすべて溺死した。われわれ十人は小船に乗り移り、風に流されて日本国石見州の長浜に漂着し、岸に上陸した。疲れと飢えで歩くことができず、腹ばいで五里（2km）ほど進むと、泉があつたので水を飲んだ。川のそばに倒れていると、一人の日本人がおり、漁をしていて発見し、われわれをある僧寺まで連れ帰つてくれた。餅やお茶、粥、味噌などを与えて食べさせてくれ、順都老（周布兼仲）<sup>21</sup>の所まで引き連れて行つた。順都老はわれわれの衣服を見て、「朝鮮人だ」と言つた。何度も驚きの声を上げ、食糧や衣服を与えてくれ、三十日間逗留し、一日に三度も酒でもてなしてくれた。送別の時には大宴を催してくれ、盃を手にとって親しげに、「あなたたちを厚くもてなすのは、朝鮮国王のためです。」と言つた。旅行中の食糧として米百石を与えてくれ、二十人が護送し、対馬島に到着してまた一ヶ月間逗留した。都万戸の左衛門大郎が三回も宴席を設けて私たちに慰勞し、「あなたたちのためではなく、朝鮮の国王を尊敬しているからこうしているのです。」と言つた。また付き人が護送してくれ、戻つて来た。

石見州長浜因幡守が礼曹に宛てた書状には、「今年の九月に、貴国人十名が風に煽られてここに漂着しました。そこですぐに船を修理して護送し、対馬島の都万戸を経由して〔朝鮮に〕転送しました。また、環刀を二本、丹木を百斤、朱紅を四面、盤を二十、胡椒を十斤、いっしょに送ります。」と記してあつた。

左衛門大郎が礼曹に宛てた書状には、「今の石見州長浜の〔因幡〕守は、私が貴国と往来していることを存じています。風に煽られて漂着した貴国人十名を送還するよう、私に転送させ、船を修理して護送させました。細かいことは船主が存じています。」と記してあつた<sup>22</sup>。

21 関周一は、<sup>スントノ</sup>順都老が<sup>チキハツ</sup>周布殿の音写であろうと推測している。関周一『中世日朝海域史の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、一五六頁。

22 原文は、「○茂陵島入帰時、飄風船軍平海人張乙夫等回自日本国言、初、船軍四十六人乘坐一船、随按撫使金麟雨向本島、忽颶作船敗、同船三十六人皆溺死。我等十人移坐小舸、飄至日本国石見洲長浜登岸、飢困不得行、匍匐至五里余、得泉飲水、因倒江辺、有一倭因漁来見、率帰一僧寺、与餅

この記事で注目されるのは、順都老が張乙夫たちを見た時、即座に朝鮮人であることを認識し、三十日間の逗留の間、一日に三度も酒でもてなし、「あなたたちを厚くもてなすのは、朝鮮国王のためです。」と言ったという点である。これは、明らかに石見州の人々に朝鮮に対する基本的な情報が共有されていたことを物語っている。なぜだろうか。考えられるのは、李藝の漂着をきっかけとして、また大内氏の継続的な朝鮮との通好を通じて、石見州の人々の朝鮮に対する理解がかなり進んでいたということである。対馬左衛門大郎が朝鮮の礼曹に出した手紙の中に、「今の石見州長浜〔因幡〕守は、小人が貴国と往来していることを存じています。」と記しているように、石見州長浜因幡守（周布兼仲）は対馬の人々が朝鮮と往来していることを知っていた。そうであれば、石見州の領民もある程度の知識を共有していたことは十分に考えられる。

また、「環刀を二本、丹木を百斤、朱紅を四面、盤を二十、胡椒を十斤」を献上するという記述について、関周一は、周布氏が「これを契機として朝鮮との通好権（貿易権）を確保しようという政策に拠るもの」と解釈している<sup>23</sup>。確かに豪華な献上物にそうした狙いが込められていたことは否定できないが、「川のそばに倒れていると、一人の日本人がおり、漁をしていて発見し、われわれをある僧寺まで連れ帰ってくれた。餅やお茶、粥、味噌などを与えて食べさせてくれ」たことまでも利害関係で説明するのは無理であろう<sup>24</sup>。おそらく過去に大内氏を経由して『大蔵経』等の朝鮮からの賜物による何らかの恩恵を被ったことがかつてあり、それに対する感謝の念が領民の朝鮮人漂流民の待遇に自然に表れたのではないだろうか。利害と情誼、その両面からの対応だったと捉えるのが妥当であろう。

井上寛司が、周布氏の対朝鮮交易が朝鮮官船の漂着という偶然の機会から始まったと解釈していることを冒頭に紹介したが、以上のような当時の背景を考え合わせてみると、張乙夫一行の石見州漂着をきっかけとして周布氏の朝鮮交易が開始されたのは、決して偶然

---

茶粥醬以食之、領赴順都老、順都老見我等衣曰「朝鮮人也。嗟嘆再三、給口糧、衣袴、留三十日、日三供頓。臨送設大宴、執盞親勸曰「厚慰爾等、乃為朝鮮殿下耳。給行糧百石、差人二十護送、至對馬島、亦留一月。都万戸左衛門大郎三設宴勞之曰「非為爾等、敬殿下如此耳」。又差人護送回來。石見洲長浜因幡守致書礼曹曰、今年九月、貴国人十名、飄風到此、即時治船護送、回付對馬島都万戸轉送。兼進環刀二柄、丹木一百斤、朱紅四面、盤二十、胡椒十斤。左衛門大郎致書礼曹曰、今石見洲長浜〔因幡〕守知小人交通貴国、送還飄風貴国人十名、令小人轉送、即令修船護送。細在船主。」

23 関周一『中世日朝海域史の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、一五六頁。

24 関周一は、この点についても「彼らを送還することにより、朝鮮通好が可能になる（回賜品等の利益を獲得することができる）」という見通しも持っていたものと思われる。」と解釈している。「兼進環刀二柄、丹木一百斤、朱紅四面、盤二十、胡椒十斤」の背景に、周布氏の思惑として、いまだ実現できていなかった朝鮮交易開始への期待を込めて贈り物攻勢に出た可能性は高いと考えられる（前掲書、一五七頁）。

ではなく、それ以前に、李藝が大内氏が分郡知行していた邇摩郡に漂着したことをきっかけにして、大内氏による確固とした朝鮮交易の太いパイプが敷設されていたからこそ可能になったと考えられる。

では、なぜ大内氏がこの地域の朝鮮交易を独占していたにもかかわらず、周布氏は朝鮮交易に参入することができたのだろうか。

実は、この時期、大内氏は朝鮮との通好を途絶せざるをえない状況に追い込まれていた。須田牧子によれば、一四二三年に大内盛見が太宗を弔うための使者を派遣したのを最後に、一四四〇年の大内持世による使者派遣まで朝鮮との通好が途絶したが、その背景として、(1) 応永末一永享年間に勃発した大内氏と少弐氏との戦争があり、朝鮮に使節を派遣する余裕がなかった、(2) 足利義教の外交政策として、大内氏・九州探題を含めた室町政権を構成する有力者の通交を幕府に統合し、請経使の派遣という形に一元化しようとしていた、ということが考えられるという<sup>25</sup>。

したがって、大内氏が戦争の混乱によって朝鮮との通交を途絶していた時に、張乙夫一行が石見州に漂着し、大内氏に代わって周布氏が漂流民を送還する責任を引き受けると同時に、朝鮮との交易開始の可能性をうかがっていたと解釈すべきではないだろうか<sup>26</sup>。もともと、周布氏は惣領家の益田氏に追随せず、大内氏との関係を強めていた<sup>27</sup>。また、前述したように、大内氏は邇摩郡を分郡統治し、石見国に対する一定の支配権を保持してはいたが、すでに石見国全体を統治する守護職の地位を失っていた<sup>28</sup>。したがって、大内氏としては周布氏の朝鮮交易開始を黙認せざるをえなかったというのが真相であろう。

さて、張乙夫たちの漂着の翌年（すなわち一四二六年）、『朝鮮王朝実録』世宗八（一四二六）年二月一二日に、次のような記述がある<sup>29</sup>。

25 須田前掲書、六〇頁－六三頁。

26 井上寛司は、周布氏の朝鮮交易が可能になった前提条件として、石見と朝鮮の中継基地としての対馬の役割があったことを指摘している。井上によれば、張乙夫の朝鮮への送還に対馬の早田左衛門太郎の協力があつたこと、および朝鮮国王への進上物（丹木・胡椒などの南海産の物資）が対馬で調達されたことなどから、「周布氏の対朝鮮交易そのものが、当初から対馬と朝鮮とのネットワークによって支えられており、対馬は西日本海水運の重要な一角、対朝鮮交易の中継基地という位置を占めていた」と解説されている。前掲井上「中世石見の繁栄—西日本海水運の拠点—」、三五頁。

27 関周一は、そう判断する根拠として、「例えば、南北朝内乱の初期は、周布氏が南朝方、益田氏は北朝方に属しており、また大内氏の家督争い（大内茂世の子義弘と満弘の争い）の際には、周布兼氏は義弘方として、満弘方の益田氏に対抗している」事例をあげている。関前掲「十五世紀における山陰地方と朝鮮の交流—石見周布氏の朝鮮通好を事例として—」、三四頁。

28 この点については、井上寛司による「大内氏の分郡知行権は、山名氏の守護権を完全に排除若しくは肩代わりして成立するのではなく、いわばこれと重層する形で機能していたと考えなければならない」という指摘がある。『温泉津町誌』上巻、五九九－六〇〇頁。

29 中田稔によれば、この時の使行は、名目的には朝鮮人漂流人を送還した「石見州長浜因幡守」お

○石見州・対馬島の賜物管押使大護軍である李藝が申し上げると、王が面会して「宗貞茂は至誠をもって帰順していた。そのことを父である王はお喜びになり、いつも可愛がっていらしかった。貞茂が死んで以後は、その〔対馬〕島の賊人は可愛がってもらった恩を忘れ、隙に乗じて鼠のように機会をうかがっていることをお前は知っているだろう。今お前が〔対馬に〕行ってこの意見を宗彦七に伝えよ。」とおっしゃった。李藝は「私は対馬をしばしば往来しています。貞茂在世の時に、私は「お前たちは本国（朝鮮）に対して至誠をもって仕えなければならない。」と諭しました。」と答えた。王が「往来したのは何回だ」と尋ねられた。李藝は「およそ十六回です。」と答えた。王は「知らない人間を遣わすわけにはいかない。だからお前に派遣を命じる。煩わしいことを嫌がるなよ。」とおっしゃった。〔李藝は〕ついに笠と靴を賜った。

礼曹参議の柳季聞が石見州長浜（因幡守）に宛てた書状には、「本国（朝鮮）の強風で遭難した者十名が手厚いもてなしを受けて送還されたので、お礼の品物を献上したい旨を王に謹んで申し上げた所、王は大変お喜びになった。ここに、地元産品と白細と緋紬、白紬と苧布、黒細と麻布をそれぞれ二十匹、正布を六十五匹、満花寝席を一十張、青斜皮を五領、紫斜皮を三領、虎皮を三領、豹皮を二領、人蔘を二十觔、松子（松の実）を五百觔、清蜜を十五斗、干した虎肉を全体で二頭分を、左衛門大郎（対馬の早田左衛門大郎）<sup>30</sup>の使いの左衛門三郎および藤次郎等は進んでひたすら拝領せよ。」と記してあった。

礼曹佐郎の愼幾が対馬州左衛門大郎に答えた書状には、「本国の大風に遭った人々や専門官が都に還送されたことに、深く深く感謝する。ここに、地元産品と白細と綿紬を一十匹、白細と苧布・黒細麻布を各五匹、焼酎を三十瓶、干柿を三十貼、松子・黄栗・大棗を各三十斗、乾大口魚二百首、乾青魚を五百首を、大護軍の李藝を派遣して与えるので、ひたすら拝領せよ。今、因幡守のところに書契と地元産品を送ったので、藤次郎に分与し、また左衛門三郎等にも回すよう転送してもらえれば幸いである。」と記してあった。

愼幾が対馬州の宗彦七に宛てた書状には、「先代の時から、誠意を尽くして来ては服従してきた。私は王のご意向を尊重して、差大護軍の李藝が地元産品と糙米平四十石を与えるので、進んでひたすら拝領せよ。母上と祖母上については地元産品を別途用意しているので、それぞれ渡していただければ幸いである。母上には糙米平四十

---

および漂流人送還に協力した対馬の「早田左衛門大郎」への感謝と宗貞盛・盛国の祖母・母の死に対する弔慰であったが、真の目的は朝鮮王朝に帰順しない宗貞盛の弟・盛国（彦七）への説諭にあったという。中田前掲論文、六七頁。

30 関周一「中世山陰地域と朝鮮との交流」、『島根史学会研究報告』第一輯、一九九四年、二三二頁を参照。

石と干し柿二十貼、乾大口魚二百首、焼酎一十瓶、乾青魚三百首、清蜜三斗、松子と黄栗と大棗が各十五斗、茶と食桂が各二角である。」と記してあった。

対馬州の越浦藤次郎に宛てた書状には、「本国の強風で遭難した者十名が、手厚い接待を受けて送られてきたことに、安堵した。地元産品と縣布を五匹、拝領するがよい。」と記してあった。

礼曹参議の柳季聞が対馬州太守の宗貞盛に宛てた書状には、「今、左衛門大郎の使人から、お祖母上とご両親様のご逝去されたことを聞き、謹んで王が哀悼の意を表していることをお伝え申し上げます。差大護軍の李藝に命じて、齋糴米一百石、豆五十石、紙二百卷、白細縣紬と白細苧布を各々十匹、干し柿五十貼、松の実三石、大棗と黄栗を各々二石を、香典として持たせるので、ひたすら拝領されよ。」と記してあった<sup>31</sup>。

この年、李藝は石見州と対馬島の両方の賜物管押使大護軍という役職に就いていた。対馬島が日朝関係における最重要拠点であったことは、この記述の中にも、対馬州太守宗貞盛の母と祖母の逝去に際して王から哀悼の言葉やたくさんの香典が支給されていることにも表れているが、この記事の中に石見州長浜因幡守に宛てた書状も収録されているということは、李藝が石見州の人々の手厚いもてなしを王に報告し、その結果として礼曹佐郎が「本国の大風に遭った人々や専門官が都に還送されたことに、深く深く感謝する」と表現

31 原文は、「○丙子／石見州、対馬島賜物管押使大護軍李藝辞、上引見曰、宗貞茂至誠帰順、父王嘉之、常加撫育、自貞茂死後、其島賊人、不念撫育之恩、投間鼠竊、汝之所知。今汝往伝此意于宗彦七。藝対曰、小臣往来本島屢矣。其在貞茂時、臣諭曰、汝等向本国、不可不至誠以事之。上曰、往来幾度。藝対曰、凡十六度。上曰、不知之人、不可以遣、茲用命汝以送、勿憚煩数。遂賜笠靴。礼曹参議柳季聞答石見州長浜（因番守）書曰、本国遭風人一十名、厚恤送還、仍献礼物、謹具啓達、上甚嘉之。茲将土宜白細縣紬・白細苧布・黒細麻布各二十匹、正布六十五匹、満花寝席一十張、青斜皮五領、紫斜皮三領、虎皮三領、豹皮二領、人蔘二十觔、松子五百觔、清蜜十五斗、乾虎肉全体二就付、左衛門大郎使人左衛門三郎及藤次郎等前去、惟照領。礼曹佐郎慎幾答対馬州左衛門大郎書曰、本国遭風人等、專人解送、深謝深謝。茲将土宜白細綿紬一十匹、白細苧布・黒細麻布各五匹、焼酒三十瓶、乾柿子三十貼、松子・黄栗・大棗各三十斗、乾大口魚二百首、乾青魚五百首、委差大護軍李藝齋去、惟照領。今送因幡守処書契并土宜、差付藤次郎及回去左衛門三郎等、転送為幸。慎幾答対馬州宗彦七書曰、自從先世、輸誠來附。本曹敬奉王旨、差大護軍李藝、齋土宜糴米平四十石前去、惟照領。慈堂及祖母処付送土宜、具在別幅、一一転上為幸。慈堂糴米平四十石、乾柿子二十貼、乾大口魚二百首、焼酒一十瓶、乾青魚三百首、清蜜三斗、松子黄栗大棗各十五斗、茶食桂各二角。致書于対馬州越浦藤次郎曰、本国遭風人一十名、厚接以送、為慰。土宜縣布五匹、至可領也。礼曹参議柳季聞致書于対馬州太守宗貞盛曰、今因左衛門大郎使人、得聞祖母及慈親奄逝、謹具啓聞、上心軫悼、命差大護軍李藝、齋糴米一百石、豆五十石、紙二百卷、白細縣紬・白細苧布各一十匹、乾柿子五十貼、松子三石、大棗・黄栗各二石、前去致賻、惟照領。」

したことを示唆している。そして、李藝が石見州と対馬島の賜物管押使大護軍を兼務していたということは、石見州が対馬島と同程度に重要な場所と認識されていたことの、もう一つの表現であろう。

ここで、『朝鮮王朝実録』に収録されている李藝の役職について整理してみる。初出である一三九七年から一四三二年までを調べてみると、「記官」（一三九七）、「日本回礼官」（一四〇六）、「前護軍」（一四一〇、一四一六）、「琉球国通信官前護軍」（一四一六）、「司直」（一四一六）、「対馬島敬差官」（一四一八）、「軍器副正」（一四二〇）、「日本回礼使副使」（一四二二）、「日本国回礼使副使護軍」（一四二三）、「護軍」（一四二四年一月）、「日本国回礼使副使」（一四二四年一月）、「日本国回礼使副使大護軍」（一四二四年二月）、「侍衛司大護軍」（一四二四年二月）、「日本国回礼使副使大護軍」（一四二四年一二月）、「大護軍」（一四二六年一月）、「管押使」（一四二六年二月）、「石見州・対馬島賜物管押使大護軍」（一四二六年二月、五月）、「大護軍」（一四二七）、「回礼使」（一四二八）、「日本通信使副使大護軍」（一四二八）、「大護軍」（一四三〇）、「通信使副使」（一四三〇）、「上護軍」（一四三二）となっている。この中で、地名が冠されているのは日本、琉球、石見州、対馬島しかない。一四二六年二月に「石見州」が「対馬島」と併置されて「賜物管押使大護軍」の前に冠されているのは極めて異例である。他の官職名が、大抵「回礼使」「副使」「大護軍」などと簡潔に表記されているのに較べて、「石見州」の名前がわざわざ冠されているということは、一四二六年当時、やはり石見州に対する朝鮮王朝の特別な思いがあったことを示唆するものであろう。

それにしても、本来対馬島との通好の任に当たっていた李藝を、なぜわざわざ「石見州」の責任者に抜擢したのだろうか。『朝鮮王朝実録』太宗十四年（一四一四）八月七日には、日本からの使者百五名<sup>32</sup>が蔚山に来て梵鐘を求めたが、対応の遅れに腹を立て、剣を抜いて乱暴を働いたという暴行事件の始末が記録されている。それによると、太宗は降倭（朝鮮に投降した日本人）の池温を宗貞茂のもとに派遣し、今後は日本国王（足利将軍）、対馬島、大内殿、少弐殿、九州節度使（探題）など十箇所以外の渡航を制限する通達を行なっている。また同年同月に、大内氏の使者三十人が金海府で暴行を働いた事件など、使船や商船の往来がますます激しくなるにつれて倭寇の被害が拡大したため、世宗は即位した元年（一四一九）に対馬征伐（応永の外寇）を執行し、倭人対策の根本的改革を試みた。しかし結果は芳しくなく、倭船の渡来はさらに激しくなった。そこで足利将軍からの通信に応じる形で世宗六年（一四二四）に派遣されたのが、回礼使上護軍の朴安臣と副使大護軍の李藝であった<sup>33</sup>。つまり、張乙夫たちが漂着する前年、李藝は倭人・倭寇対

32 対馬島主宗貞茂の使者三十四名、小弐殿の使者三十一名、壱岐の使者二十名、日向州の使者二十名の合計百五名。

33 中村栄孝「歳遣船定約の成立—十五世紀朝鮮交隣体制の基本約条—」、中村栄孝『日鮮関係史の研究』下、一九七九年、二—五頁。

策の最前線で活動していた官吏であった。その時期に、張乙夫一行が石見州に漂着するのである。朝鮮王朝としては、かつて十七年前の一四〇八年に李藝が石見国に漂着した際に大内氏の手厚いもてなしを受けて送還されたことを想起したことだろう。日本との外交関係の改善という喫緊の課題への対応という点から考えても、今回の漂流民送還返礼の使者にふさわしい人物として、大内氏との良好な絆を持っている李藝に白羽の矢が立った、いや李藝以外には考えられなかった、ということではないだろうか。

したがって、一四二六年から開始される周布氏の朝鮮交易も、石見州・対馬島賜物管押使大護軍であった李藝が大内氏不在の石見州の通交相手として周布氏を認定したからこそ実現したと考えるのが自然であろう。張乙夫一行の漂着自体は偶然であったが、その送還に伴って周布氏が朝鮮交易を開始できたのは、大内氏と朝鮮との強い結びつき、そしてその大内氏と特別な信頼関係にあった李藝の働きを抜きにしては考えられない。記録には残っていないが、李藝の尽力があったからこそ、周布氏は世宗八年（一四二六）一月に、朱椀二百一箇、漉漆一十桶、蠟燭五十炷を献上する見返りとして、正布二十九匹、苧麻布各十匹、満花席十張、虎と豹の皮各々二領、人蔘二十觔、松の実二十斗、焼酎三十瓶を手に入れることができたと思われる<sup>34</sup>。

### 3. 「石見州」と李藝のつながり（その2）——世宗の思い——

『朝鮮王朝実録』世宗一〇年（一四二八）一二月七日第一条に、次のような有名な記述がある。

○礼曹が、日本通信使の朴瑞生の報告をもとに、「大内殿は先代の頃から、誠実にわが国に事え、賊倭を禁止してきました。戊子年（一四〇八）に通信副使の李藝が大風に遭って石見州に漂着し、何人か死亡しましたが、大内殿が心を尽くして救護し、糧米四十石と船価錢一百貫を給与し、粧船で護送してくれました。いつも本国使臣が使行する時には、賊路や要害の処で必ず護送してくれました。今回は九州を奪取し、諸島を摠領し、他の日本人国主の比ではないようです。小二殿についてはその本拠地を失い、菊池氏の土地に寄生して、すでに糧米や雑物を手厚く与えられています。ですから、なにとぞ小二殿が賜る物を大内殿に移し、さらに豹皮一張、虎皮二張、細紬と苧布をそれぞれ五匹、そして彩花席五張を、付け加えてくださいますようお願い申し上げます。」と申し上げた。

34 原文は『朝鮮王朝実録』世宗八年一月二八日第二条、「日本石見州周布因幡刺史藤観心（周布兼仲のこと。関前掲論文、二三二頁を参照）遣書記景雅、奉書謝賜物、仍獻朱椀二百一箇、漉漆一十桶、蠟燭五十炷、回賜正布二十九匹、苧麻布各十匹、満花席十張、虎豹皮各二領、人蔘二十觔、松子二十斗、焼酒三十瓶。」

大内殿に送る物件については、礼曹の申し出にしたがって加増させることにし、小二殿に送る物についても旧例にしたがって贈与した<sup>35</sup>。

朴瑞生の報告の内容は同第二条に記されているが、日本通信使大司成の朴瑞生とともに、李藝は副使大護軍として、將軍が足利義持から義教に代替わりした弔問と慶賀を述べに日本使行に参加した<sup>36</sup>。その報告を受けて、礼曹が世宗に大内氏への賜物を加増するよう提案しているわけだが、そこにわざわざ二十年前のエピソードを持ち出して、「戊子年（一四〇八）に通信副使の李藝が大風に遭って石見州に漂着し、何人か死亡しましたが、大内殿が心を尽くして救護し、糧米四十石と船価錢一百貫を給与し、粧船で護送してくれました。」と王に説明していることが注目される。世宗は一四一八年に即位し、この時三十二歳と若かったため、わざわざ一四〇八年のエピソードを説明したのであろう。李藝と大内氏の特別の関係は、世宗代になっても継承されたのである。

実際、この礼曹の説明は、世宗の脳裏に刻まれていたらしい。四年後の『朝鮮王朝実録』世宗一四年（一四三三）一二月一日に、次のような記載がある。

○石見州の藤親心（周布兼仲）<sup>37</sup>が、人を派遣して地元産品を献上して来た。回賜として正布三十匹を与えた。王が「以前は倭客の来訪が大変多かったが、近ごろはどうして以前のようにではないのだ。」と尋ねた。申商が、「九州で兵乱があり、互いに殺し合いの戦争をしております。それゆえ、往来はほとんどありません。」と申し上げた。王は、「昔、本国の使人が鬱陵島に行った時、大風に遭って倭国に漂着し、倭国のあらゆる者が手厚く保護して送り届けてくれた。予はその名前を忘れたが、どこの島の人であったか。」と尋ねた。商は、「石見州の人です。」と申し上げた。王は、「その後、互いに通好しているのか。」と尋ねた。商は、「その後一二度本国に来たので、本国も手厚くもてなして送り返しましたが、最近は来ておりません。おそらく、往来するのが危険だからでありましょう。」と答えた<sup>38</sup>。

---

35 原文は、「礼曹抛日本通信使朴瑞生手本啓、大内殿自其先世、誠事我国、禁制賊倭。戊子年、通信副使李藝、遭風漂到石見州幾死、大内殿尽心救護、給糧米四十石、船価錢一百貫、粧船護送。每當本国使臣之行、於賊路要害之処、悉令護送、今乃奪拋九州、摠領諸島、非他酋倭之比。若小二殿則失其本土、寄生菊池地、且今已厚賜糧米雜物。請以賜小二殿之物、移賜大内殿、加賜豹皮一張、虎皮二張、細紬苧布各五匹、彩花席五張。命大内殿所送物件、依所啓加數、小二殿賜送之物、亦依旧例贈之。」

36 三宅前掲書、八八―八九頁、および須田前掲書、六四―六五頁。

37 関周一「中世山陰地域と朝鮮との交流」、『島根史学会研究報告』第一輯、一九九四年、二三二頁。

38 原文は、「石見州藤親心、遣人獻土宜、回賜正布三十匹。上曰、前此倭客之来頗多、近者何不如前。申商啓曰、九州兵乱、自相誅戰、故来往稀罕。上曰、昔者本国使人往茂陵、遇風漂於倭国、倭

世宗は、「石見州」という名前は忘れても、そこで本国の使人（李藝）があらゆる人の手厚い保護を受けて朝鮮に帰還したことを覚えていたのである。そして、大内氏の朝鮮通交の途絶は、かえって大内氏に対する評価を高めることになった。その理由を、須田牧子は「通交途絶期における、大内氏が小忒氏を追い詰めていく九州の戦闘状況に関する情報と、護送者としての大内氏の重要性に対する認識と、実際に日本を訪れた朝鮮国王使たちの報告は、大内氏の実力に対する朝鮮の評価を高め、大内氏への待遇の上昇を生み出した。」と説明している<sup>39</sup>。大内氏との関係を強化するためのキーパーソンとして、李藝の存在があったことを忘れることはできない。

しかし、この頃から日本人の通交者数が激増し、朝鮮政府は通交の制限をせざるをえなくなる。たとえば、応永の外寇（一四一九）後、九州探題渋川氏や対馬島主宗氏らに書契（渡航許可書）発行権を与えて通行者にその所持を義務付けようとしたり、世宗八年（一四二六）には対馬島主宗氏に文引（渡航証）の発行権を与えて同じく所持を義務付けて渡航を制限しようとしたが、ほとんど効果はなかったという。特に周布氏は書契や文引の所持を実行しないばかりか、偽造の書契を所有していたこともあったという<sup>40</sup>。

こうした憂慮すべき事態に対処するため、ふたたび李藝が呼び出された。『朝鮮王朝実録』世宗二十一年（一四三九）九月一〇日の条に、次のような記載がある。

○僉知中枢院事（献上品を管理する役職）の李藝が、「私は津江次郎に向かって、「宗貞盛等は本島（対馬島）に安居し、生きることを楽しんでいる。もっぱらこれはわが国家の恩徳によるものだ。このことを顧みず、石見州等の各地の雑人にすべて書契を与えて送ってくるが、これは先を見通した計画ではなく、こんなことでは宗公は本島に安居できなくなるかもしれない。」と言いました。彼は、「わが島は大内殿に近接しており、帰るべき場所もなければ、ひたすら王の恩徳を仰ぎ見るのみです。また、倭人等が逃げ隠れようとわが島の陸地に留まるので、島主は追い返すことも出来ず、やむをえず書契を与えているのです。」と答えました。（以下略）」と申し上げました<sup>41</sup>。

---

国悉皆護恤而送。予忘之、何島人也。商啓曰、石見州人也。上曰、其後相通乎。商対曰、其後一二度来本国、本国厚待而送、近来不来、蓋因往来之險也。」なお、この世宗の記録に関しては、すでに杉原前掲論文（一九七七）、および内藤前掲書（一九九三）に指摘がある。

39 須田前掲書、六五頁。

40 関前掲「中世山陰地域と朝鮮との交流」、二三三-二三四頁。

41 原文は、「僉知中枢院事李藝啓、臣謂津江次郎曰、宗貞盛等安居本島、以樂其生者、專是我国家之恩徳。不此之顧、石見州等処雑人、皆給書契以送、是非所以長遠之計、且慮宗公或不得安居本島也。答云、我島迫於大内殿、無所帰処、專仰上徳。且倭人等逃匿出来、投我陸地、島主不得還黜、其給書契、勢不獲已也。（以下略）」

当時李藝は六十九歳であり、かつて周布氏の朝鮮通交実現に関与していたとすれば、こうした周布氏の逸脱行為は許しがたいものとして映ったことだろう。そうした憤怒の思いが、「石見州等の各地の雑人」という表現を生み出したのかもしれない。周布氏は、世宗二九年（一四四七）になってやっと朝鮮政府から図書（通交者の名前を刻んだ銅製の私印）を与えられ、歳遣船定約（年間の渡航船の数を制限する規約）を結び、朝鮮との安定した通交権を獲得するに至るが、この当時規則を守らないことで悪名高かったようである<sup>42</sup>。世宗が周布氏を石見州の豪族だと知っていたならば、何を思っていただろうか。

#### 4. 江戸時代の朝鮮と石見のつながり

江戸時代になると、幕府から折々、異国船漂着に対する番所設置、救助方法、長崎への護送等の諸令が出され、山陰海岸でも番所が設置されていく<sup>43</sup>。石見地方では、浜田藩に益田専福地、三隅、瀬戸ヶ島、外野浦、都野津に番所ならびに遠見番所が置かれ、津和野藩では高津に番所があり、大年寄が高津、持石、喜阿弥、戸田、小浜、飯浦を支配し、それ以前とは格段に漂流民に対する警備体制が整備された<sup>44</sup>。

ところが、『朝鮮王朝実録』には、江戸時代の石見に関する記事はまったく見当たらない。その代わりに、『同文彙考』や『漂人領來謄録』などの漂流民送還に関する専門の記録簿が作成されるようになり、そこに詳細な記録が残されている。本節では『朝鮮王朝実録』の代わりに、朝鮮側のこの二つの資料を使って江戸時代の石見と朝鮮のつながりを概観してみたい。

『同文彙考』は、朝鮮王朝の仁祖（在位一六二三～四九）から高宗（在位一八六三～九七）一八年におよぶ対清・対日関係等の外交文書を整理収集して刊行した外交史料であ

---

42 関前掲論文、二三四頁。

43 杉原隆は前掲論文において『通航一覽』巻二百と附録巻一を取り上げてこう判断しているが（同論文、五頁注49参照）、巻二百はすべて中国人漂流民の取り扱い方に関するものであり、また附録巻一は南蛮船（阿蘭陀船）や切支丹に関するものであって、どちらも朝鮮人漂流民に関するものではない。一方、『通航一覽』巻一三六には、朝鮮人漂流民の処遇に関する記述が掲載されている（『通航一覽 第四』清文堂出版、一九一三、一一二頁）。「寛永十二（一六三五）乙亥五月、石見国に漂着せし朝鮮国の漁民六人」に関する記録があるが、そこに「寛永七（一七〇〇）庚寅年、巡検使に答ふ箇条書中」と「安永元（一七七二）壬辰年、対州交易筋伝達、并探索御用御普請役佐久間甚八書上」とが収録されているが、「私領内へ漂着仕候へば、便宜の節指送り候」という簡単な指示と、長崎と対馬を経由して釜山に送還するという、一般的な注意しか記載されていない。これらを勘案すると、朝鮮人漂流民に対する幕府としての統一的な規制等は整備されていなかったと考えべきだろう。

44 杉原前掲論文、五頁。

る<sup>45</sup>。そのうち、朝鮮漂流民に関する文書は「漂民」に分類されており、附編の漂民一（巻之二十九）～七（巻之三十四）に、我国人（朝鮮人）が日本に漂着した事例が収録されている。各事例は、まず送り出し側である対馬島主の「島主漂民出送書」の概要が記載され、その後に取り付け側である朝鮮礼曹の「礼曹参議答書」が付載されるという形式で統一されている。

この報告書を通読してみると、漂流民を送還してくれた漂着地に対して朝鮮礼曹から外交辞令として友誼的表現を付加されるのが一般的であるが、そのうち特に手厚いもてなしがあった場合には、「隣人としての友誼を感じた」という意味を込めて「隣好之誼」あるいはその省略形である「隣誼」という表現が利用されていることに気がつく。各漂流地の全事例報告書に占める「隣好之誼」「隣誼」の割合を調べた結果を見てみると、数多くの朝鮮漂流民が漂着した地域の中で、石見地方は「隣好之誼」「隣誼」という用語によって友好関係を表記した割合が最も高い地域であることがわかる<sup>46</sup>。

具体的にどのように表現されていたかを概観するために、以下二つの事例を紹介してみよう。

一つめは、「甲申（一七〇四）島主出送漂民書」<sup>47</sup>である。

漂流民は一度や二度ではないのに、送り届けることをいつも心に銘じて忘れないでくれている。今回、十人がまた哀れみをかけてもらい、衣服と食糧を与えてもらい、船を修繕してもらった。ひたすら領民は護送し、故郷に帰してくれた。隣好の誼が久しくかつ深くて篤いことを確認し、また立派な贈り物に対し、感謝の念に耐えない<sup>48</sup>。

45 『同文彙考 一』（国史編纂委員会、一九七八年）「序」によれば、朝鮮王朝の対外関係文書を整理収録して刊行した文籍としては、『攷事撮要』、『通文館志』、『増正交隣志』等があるが、『同文彙考』のように包括的なものとはなっていない。『同文彙考』は『承文院謄録』の中から外交文書を整理収録したものであり、世祖一二年（一七八八）に刊行された初編六十冊と、哲宗・高宗代に編纂して続刊された続編三十六冊に分けられる。『同文彙考』は、初編・続編を合わせて全九十六冊の巨帙であり、朝鮮王朝時代において『朝鮮王朝実録』に次ぐ刊行文籍であり、文件の収集、文書の整理、刊行等に及ぶまで、慎重かつ緻密な計画のもとに成された外交文書の集大成といえることができる資料、とある。

46 井上厚史「石見への朝鮮漂流民について」、飯田泰三編『北東アジアの地域交流』国際書院、二〇一五年、七八―八四頁。なお、石見に次いで割合の高い地域は出雲、平戸、五島（壱岐は漂着件数が少ないため言及を避けたが、「隣誼」的表現の割合だけで見れば最も高い）であり、これらの地域の送還体制は対馬よりもより「隣誼」的印象を与えるものであったと思われる。詳しくは、同書八四頁に掲載されている【表3】を参照。

47 『同文彙考 三』、二三四〇頁。

48 原文は、「漂海之氓、前後非一、而輒蒙解送、常用感蒙。今茲十口又勤拯濟、接与衣糧、繕完舟楫、崙价護送、俾還故土。可見隣好之誼久而深篤。嘉睨之余、欣謝無已」。

全羅道樂安郡の住民十人が一一月九日に石州久城浦に漂着し、船は破損した。津吏が助けてくれ、州牧は特に哀れみをかけてくれ、船具や物品を長崎の庁司に送ってくれた。これに対して礼曹参議は、「隣好の誼が久しくかつ深くて篤いことを確認し」たと述べて、賞賛している。

二つめは、「丁酉（一七一七）島主出送漂民書」<sup>49</sup>である。

漂流民は哀れみをかけてもらった後、今回も護送して帰してもらった。誠に隣誼から出た行為であり、恩恵に対する感謝の気持ちは止むことがない<sup>50</sup>。

慶尚道金海の漁民七人が台風に遭って一二月二日に石見州大谷浦に漂着したところ、領主が哀れみをかけて彼らを長崎の庁司に送り届けてくれた。これに対して礼曹参議は、「誠に隣誼から出た行為であり、恩恵に対する感謝の気持ちは止むことがない」と賞賛している。

かつて二九〇余年も以前の世宗七（一四二五）年一二月二八日に、張乙夫一行が石見州に漂着した時、石見州の漁民や領主が「一人の日本人がおり、漁をしていて発見し、われわれをある僧寺まで連れ帰ってくれた。餅やお茶、粥、味噌などを与えて食べさせてくれ、順都老の所まで引き連れて行った」という対応をしたことが『朝鮮王朝実録』に記録されていた。現在の研究者の見解では、その対応は周布氏が通好権（貿易権）を確保しようという政策によるものだったと解釈するのが一般的になっているが、必ずしもそうした政治的判断だけで解釈すべきでないと思われるのは、この二つの事例のように、一八世紀になっても石見州の領民が朝鮮人漂流民に対する同様の手厚い保護を施したことが記録に残っているからである。この当時、朝鮮人漂流民を手厚く保護したところで、何か新たに獲得できる利権はなかったはずである。では、なぜ彼らは手厚い保護をしたのだろうか。

もう一つ別の事例を取り上げてみよう。出典は、『漂人領來臚録』である。『漂人領來臚録』は、仁祖一五年（一六四一）から英祖二七年（一七五一）までの朝鮮人漂流民の送還に関わった日本人官吏（領來差倭）の報告を、礼曹典客司で史讀（助詞や助動詞などの接尾語部分を特殊な漢字表記を使用して表した書き方）という特殊な表記法によって書き写したものである。その中で、戊辰（一六八八）四月二〇日東萊府使李徳成慶尚監司李世茶状を紹介してみよう。

昨年九月一九日、船夫の金壽玄と他五名が塩石を入手し、取引をしようと次々に載せて慶州に行き、魚と交換して戻ってくる時、一〇月二四日、長髻（慶尚北道浦項地

---

49 『同文彙考 三』、二三五五-五六頁。

50 原文は、「漂民既蒙拯濟、又勤護還。寔出隣誼、感荷不已。」

域の昔の呼称)に近づいた所で、突然狂風に遭い、雨と雪が交互に吹き荒れ、海上を六日間さまよい、同月末に、日本地方の石見州に到着した。そこで、船夫がまず下船したところ、風波に襲われたため、船に戻ろうとしたところ、ふたたび風波に襲われ船は激破したので、四人のうち、ある者は壊れた櫓につかまり、ある者は浮草につかまって、みんな海岸に漂着した。すると、日本人が、ある者は背負って、ある者は肩をかして家に運んでくれた。まず湯水を飲ませ、次にお粥が三日間続いた後に、初めて熱いご飯を食べた。やっと生き返った時、その領主がみんなに着る物を支給してくれたので、船夫の一人がまだ生還していないことを日本人に伝えた。すると、一月一〇日に屍体を引き上げてくれた。鬚や髪が損傷が激しく判別が難しかったが、腰帯や布の足袋が確認できたので、屍体を木の棺桶に納めることにした。同月一六日、石見州から長崎に送られた<sup>51</sup>。

嵐に襲われた船が一〇月末に石見州に漂着したところ、「日本人が、ある者は背負って、ある者は肩をかして家に運んでくれた。まず湯水を飲ませ、次にお粥が三日間続いた後に、初めて熱いご飯を食べた。やっと生き返った時、その太守がみんなに着る物を支給してくれた」と記録されている。これも利害関係では説明できない対応だろう。そして仲間の一人がまだ生還していないことを告げた時、石見州の漁民が十日間捜索してくれた末に、屍体を引き上げてくれ、「鬚や髪が損傷が激しく判別が難しかったが、腰帯や布の足袋が確認できたので、屍体を木の棺桶に納めることにした」という。死者に対する国籍を超えた自然な対応と考えるべきだろう。

周布氏という石見州の豪族が利権を求めて朝鮮人漂流民に過剰な接待を施したことは十分考えられるが、同じ漁撈を営む漁師たちは利害関係抜きで命からがら浜辺に漂着した朝鮮人漂流民を大切に介抱し、領主も哀れみの心から衣服や食料を支給した可能性を否定することはできないだろう。

一方、江戸時代の日本側史料として、一八五〇(嘉永三)年に林大学頭健(壯軒)・林式部少輔燿(復斎)らが主宰し、一五六六(永禄九)年～一八二五(文政八)年の史料を

---

51 原文は、「上年九月十九日、与沙工金壽玄并五名、質得塩石、興販次載、往慶州地。換質於魚回来之際、十月二十四日、到長鬻近処、猝遇狂風、雨雪交作、漂蕩洋中六日箇、而同月之晦、到着日本地方石見州、則沙工先目下陸為如可、為風波所擗、而所乘舡雙、又為風波激破乙仍于、四人或持蒿櫓、或拚草苳、而滿着於沙工岸。則日本之人、或負或携搬到其家。先飲以湯水、次以糜粥三日後、始食熱飯。僅得回蘊之後、其処太守各給襦衣一領是去乙、沙工一人斃死之由言及倭人。則十一月初十日釣得屍身。以来顔髮面目損傷難弁、而腰帶布襪尚存乙仍于、屍身藏在木桶是如為齊。同月十六日、自石見州送往長崎。」奎章閣資料叢書『漂人領來謄録』二、ソウル大学校奎章閣、一九九三、二八八-二八九頁。

収録した対外交渉関係史料集である『通航一覽』三百五十卷（附録二三卷）がある<sup>52</sup>。そのうち、卷二五～卷一三七が朝鮮国関係史料であり、卷一三六に朝鮮人漂着関係史料が収録されている。収録された史料は全部で六件であり、いくつかの史料を考証して確かに朝鮮人の漂着と認められたものが収録されていると思われる。六件のうち二件が石見関係資料であり、一六三五（寛永一二）年と一六五九（万治元）年の記録がある。前者は卷一三六の巻頭に掲載されており、日本側の対馬太守宗義成の『異国出契』と、朝鮮側の礼曹参議李徳沫の『異国日記』の両方の史料が記載されているので、以下に引用してみる。なお、漢文史料はこれまで同様に現代語訳したものを掲載する。

寛永一二乙亥年五月、石見国に漂着せし朝鮮国の漁民六人、正保二乙酉年、漂到の漁夫を〔こは何国に漂着ありしにや、詳ならず、〕対馬国より送り還す、

寛永一二（一六三五）乙亥年

日本国対馬州太守拾遺の平義成が、朝鮮国礼曹大人の足下に書を奉ります。

去年の初冬、貴国民の漁獵を生業とする者四名が、本州の石州辺浦に漂到しました。藩主〔考えてみるに、石見国の津和野か浜田の両領主のうち、どちらかは詳しくは分かりません〕は食糧と衣服を支給し、舟楫を補修し、遠路、使いの者に対馬島まで送り届けさせました。そしてまた、彼らの航路をととのえ、朝鮮からの使者が来るのを待って護送しました。詳しいことは使者の口からお聞きください。なにとぞお聞き届け下さいますように。乱筆を失礼致します。

乙亥 義成『異国出契』<sup>53</sup>

正保二（一六四五）乙酉年

朝鮮国礼曹参議の李徳沫が、日本国臣従四位下侍従対馬州太守の平（義成）公閣下に復書を奉ります。

使者が来て漂流民を帰還させてくれたことは、幸甚に耐えません。海浜の漁師たちは、利益を追い求めて軽々しく出港し、暴風の中を漂流しながらどこまでも追い求

---

52 ペリー来航をきっかけとして、一八五三（安政元）年に宮崎成身と林見（鶯溪）が主宰者となって続編が計画され、一八五六（安政三）年に『通航一覽続編』百五十二卷（附録三十六卷）が完成している。

53 原文は「寛永一二乙亥年 日本国対馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮国礼曹大人足下、客歳初冬、貴国民生業漁獵者四名、漂到于本州石州辺浦、州主〔按ずるに、石見国津和野浜田両領主のうち、何れか詳ならず、〕為給糧服補舟楫、遠令使价送達馬島、茲又濟其所之、附回使之便以護還、只在使舌、謹冀炳愿、不宣頓首、乙亥 義成『異国出契』」。『通航一覽』第四、清文堂出版、一九一三、一頁。

め、生を全うすることが困難になるに及んで、やっと貴国によって身元が確認され、哀れみを尽くして、ただちに護送して送り届けてくださいました。これは単に小民が救出されるという仁を被っただけにとどまらず、朝廷がますます貴大君（江戸將軍）の信義の篤いことを知ることもになりました。この感謝の喜びは計り知れないものです。貴州（対馬）が誠を尽くして護衛して送還して下さったことは、重ねて敬服に値するものです。珍しい恵贈品まで承り、感激に耐えません。相変わらずつまらない物ですが、われわれの感謝の気持ちを表すものゆえ、ご笑納いただければ幸いです。最後に、残暑に留意し、ご自愛下さいませように。乱筆失礼。

乙酉年六月日 礼曹参議李德沫『異国日記』<sup>54</sup>

一六三四年の冬に石見州に漂着した朝鮮人漁師四名に石見藩主が食糧と衣服を支給し、舟楫を補修して対馬島まで送り届けさせたところ、十年後の一六四五年に対馬藩主の平義成に礼曹参議の李德沫が復書し、そこに「やっと貴国によって身元が確認され、哀れみを尽くして、ただちに護送して送り届けてくださいました。」と感謝の言葉が記されている。もちろん、これは仲介の労をとった対馬藩主に宛てた書簡ではあるが、それにしても石見国への漂着事例に関するやり取りが六件中二件も取り上げられているということは、『通航一覽』が編纂された一八五〇年時点においても、石見州と朝鮮との関係は特別なものとして認識されていたことを示唆しているのではないだろうか<sup>55</sup>。

また、杉原隆は、幕末の島根県の番所に以下のような朝鮮人取締の触書や覚書が残っていることを紹介している<sup>56</sup>。

当国浦々江へ迄これまで朝鮮国之小舟漁船等、度々漂着致候義も有之候間、朝鮮船と見請候  
ハ、早速助船挽船等差出、最寄浦々江引入、相救候手当致し置、見掛次第船表  
番所江相置、差図を受、浦繫致させ、大森御役所江も早々可致注進候、朝鮮船見

54 原文は「正保二乙酉年 朝鮮国礼曹参議李德沫、奉復日本国臣従四位下侍従対馬州太守平公閣下、槎使之来、順付漂民、不勝幸甚、浜海漁氓、冒利軽出、至於颶漂深入理難全、乃蒙貴国明弁疑似之迹、厚加完恤、登時解送、不但小民偏被拯济之仁、朝廷益知貴大君信義之篤、感喜何可量也、貴州致誠護還、重用歎服、承惠珍品、更切感戢、仍将薄物、聊表謝忱、莞領是希、余祝慎夏、自玉不宣、乙酉年六月日 礼曹参議李德沫『異国日記』。同前。

55 『通航一覽』巻百三十五は日本人が朝鮮に漂流した記録を収録した巻だが、その巻末に「寛政十（一七九八）戊午年十月廿七日、対州より石州御代官所の者六人送來る、此者共当五月十七日、朝鮮国景尚〔慶尚〕道景州〔慶州〕の内甘浦といふ所へ漂着致すに付、其所より対州へ継送り、夫より対州役人差添、長崎表へ送來る……『長崎志統編』』という記録が掲載されている（『通航一覽 第三』、六一―八頁）。巻百三十五および百三十六の取り扱い方から考えて、幕府にとって石見州は朝鮮との特別な関係を持つ重要な藩とみなされていた可能性が高いと思われる。

56 杉原前掲論文、五頁から再引用。なお、通読の便を考慮して読み仮名を付した。

掛候<sup>て</sup>而も其所<sup>むつかしくぞんじ</sup>之もの彼<sup>へ</sup>は六ヶ敷存、他江<sup>こゝ</sup>譲り候義<sup>こゝ</sup>於有<sup>こゝ</sup>之者、急度<sup>きつとくせこと</sup>曲事申付候事。  
〔嘉永七（一八五四）年二月御触出し〕<sup>57</sup>

当御領浦方江朝鮮人体<sup>へ</sup>之者漂着<sup>とりはからい</sup>取計<sup>と</sup>之事〔文化十二（一八一五）乙亥年八月〕

一 漂流<sup>て</sup>之船<sup>み</sup>沖合<sup>か</sup>二而見掛<sup>へ</sup>ケ、地方江<sup>みうけしだい</sup>乗寄候様子<sup>したた</sup>見受次第、即刻書中<sup>も</sup>ニ認<sup>もうし</sup>メ、浦方ヨリ直ニ注進<sup>し</sup>可<sup>く</sup>申出<sup>せうろう</sup>候、

一 御代官船見番中、早速出張<sup>まかりいで</sup>村役人罷出、漂流<sup>へ</sup>之船<sup>い</sup>地方江<sup>い</sup>弥<sup>い</sup>乗寄<sup>い</sup>候ハ、浦方之者共差出<sup>ま</sup>し力<sup>を</sup>を添<sup>そえて</sup>繫留、早々上陸<sup>これあり</sup>之取計<sup>べつじようなく</sup>有<sup>こゝ</sup>之、無別条上陸<sup>こゝ</sup>いたし候ハ、其趣人数<sup>こゝ</sup>旁書立<sup>こゝ</sup>可有<sup>こゝ</sup>御注進<sup>こゝ</sup>候、

附 上陸<sup>こゝ</sup>いたし候ハ、近辺<sup>こゝ</sup>之人家江<sup>こゝ</sup>引取、番人<sup>こゝ</sup>可<sup>こゝ</sup>附置<sup>こゝ</sup>候、并<sup>こゝ</sup>乗組<sup>こゝ</sup>人数<sup>こゝ</sup>之内病<sup>こゝ</sup>人等有<sup>こゝ</sup>之候ハ、医師<sup>こゝ</sup>申付、療養<sup>こゝ</sup>少<sup>こゝ</sup>茂<sup>こゝ</sup>無<sup>こゝ</sup>油断<sup>こゝ</sup>心<sup>こゝ</sup>を付<sup>こゝ</sup>可<sup>こゝ</sup>申候<sup>こゝ</sup>。<sup>58</sup>

「朝鮮船<sup>みうけ</sup>と見請<sup>み</sup>候ハ、早速<sup>たすけ</sup>助<sup>たすけ</sup>船<sup>たすけ</sup>挽<sup>たすけ</sup>船<sup>たすけ</sup>等<sup>たすけ</sup>差出<sup>たすけ</sup>、最寄<sup>あいすくい</sup>浦<sup>あ</sup>々<sup>い</sup>江<sup>い</sup>引<sup>い</sup>入<sup>い</sup>、相救<sup>あ</sup>候手<sup>あ</sup>当<sup>あ</sup>致<sup>あ</sup>し置<sup>あ</sup>」  
や「早速<sup>まかりいで</sup>出張<sup>まかりいで</sup>村<sup>まかりいで</sup>役<sup>まかりいで</sup>人<sup>まかりいで</sup>罷<sup>まかりいで</sup>出<sup>まかりいで</sup>、漂流<sup>へ</sup>之船<sup>い</sup>地方<sup>い</sup>江<sup>い</sup>弥<sup>い</sup>乗<sup>い</sup>寄<sup>い</sup>候<sup>い</sup>ハ、浦方<sup>こゝ</sup>之者<sup>こゝ</sup>共<sup>こゝ</sup>差<sup>こゝ</sup>出<sup>こゝ</sup>し力<sup>こゝ</sup>を添<sup>そえて</sup>繫留、早々<sup>これあり</sup>上陸<sup>こゝ</sup>之取計<sup>こゝ</sup>有<sup>こゝ</sup>之」という記述は、かつて張乙夫一行が石見州に漂着した『朝鮮王朝実録』世宗七年一二月二八日の記述をただちに想起させるものであろう。

李藝が亡くなってすでに四百年が過ぎ去っていたにもかかわらず、石見州の海岸でかつてと同じように朝鮮人漂流民を手厚く保護した記録が残されているのは、単なる偶然だろうか。

杉原は、「江戸時代日朝間の漂流、漂着史料を一覧していえることは、日中間にあった唐船打払令の如き不幸な処置の時期もなく救助、保護、送還とも丁重であり、それも漂着の現地ほど人間的交流が色濃く現代から見ても胸打つほどであること、又山陰と漂流漂着関係で朝鮮で結びつく地点が慶尚道蔚山附近を中心とすることであり、この地が古代の新羅の要地の一角であることは自然の海の道を利用して古代に新羅との関係を山陰地方にもとめる諸説に肯首したい」<sup>59</sup>と述べている。

杉原の推論によれば、蔚山が「山陰と漂流漂着関係で朝鮮で結びつく地点」の中心であった原因が「古代の新羅の要地の一角」であったことに求められているが、本稿におけるこれまでの考察から考えて、むしろ李藝の出身が蔚山であったこと、そして李藝が石見州に漂着して以来の蔚山と石見州の特別な信頼関係の存続が関与していたと考えるべきではないだろうか。

57 出典は、『異国船渡来之節郡中浦々取締被仰出候御ケ篠書小前一同諸印帳／大浦湊』（林家文書128：島根大学図書館蔵）。なお、通読の便を考慮して、難読の用語には読み仮名を付した。

58 出典は「郡中諸向取計覚」、『新修島根県史 資料編（三）近世（下）』島根県、一九六五年、五九八頁。

59 杉原前掲論文、一〇頁。

中世に大友氏が石見州を統治し、李藝がその一角に漂着して以来、実に四百年間に及ぶ石見人の朝鮮人漂流民に対する特別な親近感や敬意が存続し、それが朝鮮王朝側に「隣誼」という表現を使わせるほど、両者はかつて厚い信頼関係で結ばれていたように思われる。

## 5. 結語 ——日韓関係史における石見地方の重要性——

李藝は、『朝鮮王朝実録』に残された記録も多いことから、「朝鮮王朝が対日通交規定の土台を形づくる時期に交渉の最前線で活動し続けた人物」<sup>60</sup>として一般的に評価されている。もちろんこの定説に異論はないが、これまでの李藝に関する言及は、大内氏や周布氏に関する研究において断片的になされてきたに過ぎない。一方、李藝に関する研究は、中田稔や村井章介の労作によって近年飛躍的に進展しているが、李藝と石見地方の关系到注目して考察したものはなく、未解明の点も多い。

本稿は、以上の考察によって、李藝と石見は密接な関係を有していること、そして日韓関係史における石見地方の重要性をいささかなりとも指摘できたのではないかと思う。以下、本稿において明らかにできたと思われる事項を列記しておく。

- (ア) 張乙夫一行が石見に漂着した一四二五年は、ちょうど大内氏の朝鮮との通好が途絶した時期にあたり、大内氏に代わって周布氏が朝鮮等の通交権を獲得しようとする時期にあたっていた。その調整役として李藝が石見州の責任者に抜擢された。この経緯を整理してみると、周布氏が朝鮮との交易を望み通り実現できたのは、贈り物(土物)攻勢による成果だけではなく、大内氏と良好な関係を持ち、石見州と朝鮮との友好関係に奔走した李藝というキーパーソンがいたからこそ可能になったと考えられる。
- (イ) 世宗が一四三二年に石見について「昔、本国の使人が鬱陵島に行った時、大風に遭って倭国に漂着し、倭国のあらゆる者が手厚く保護して送り届けてくれた。予はその名前を忘れたが、どこの島の人であったか。」と言及したのは、李藝による大内氏と石見州への高い評価が朝鮮王朝内部に定着していたからであろう。
- (ウ) 石見州の領民による朝鮮人漂流民の手厚い介護は、一五世紀の李藝漂着から一九世紀まで繰り返し記録されている対応であり、歴代の領主の思惑如何にかかわらず、朝鮮王朝側に「隣誼」という良好な印象を与えるものであったと思われる。

今後の日韓関係を考える上でも、また島根県石見地方という地方史から日韓関係を展望する際にも、李藝のような良好な日韓関係を維持するために奔走したキーパーソンの存在が重要になってくることは言うまでもない。ともすれば国際関係は国家と国家の動態や反

60 中田前掲論文、六六頁。

応に目を奪われがちであるが、『朝鮮王朝実録』『同文彙考』『漂人領来謄録』などの朝鮮側の史料には、国家とは異なる日本の地方民の動態や対応が詳細に記録されている。こうした地方史から日韓関係を読み返す作業は今後ますます重要になってくるだろう。

混迷する現在の日韓関係を再考する上でも、われわれが李藝の生涯とその事績から学ぶことは多いのではないだろうか。

※本論文作成にあたっては、井上寛司先生より数多くの貴重なご教示を賜りました。ここに記して、厚く御礼申し上げます。

キーワード 朝鮮人漂流民、李藝、大内氏、石見（石州）、蔚山、日韓関係、朝鮮王朝実録

(INOUE Atsushi)